

有効期間満了日 平成37年3月31日

熊少第207号

平成31年4月15日

家出少年発見保護活動上の留意事項について（通達）

家出少年は非行化し、あるいは福祉犯の被害者となるおそれがあることに鑑み、これを早期に発見保護することが少年の非行防止と健全育成上極めて重要なことである。

したがって各警察署においては、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）及び「行方不明者発見活動に関する規則の運用要領について（通達）」（平成29年12月27日付け熊生企第1182号）等によるほか、下記事項に留意の上、管内の実情に応じた家出少年発見保護活動を推進されたい。

記

1 早期発見活動の推進

(1) 少年が立ち寄る可能性が高い場所等に対する発見活動

発見活動を効果的に実施するため、少年警察ボランティアや学校関係者等と連携した家出少年の発見・保護及び不良行為少年の補導の体制を確立し、インターネットカフェ、カラオケボックス、コンビニエンスストア、ゲームセンター等少年が立ち寄る可能性が高い場所やその周辺を重点に、家出少年の発見・保護及び深夜はいかい等不良行為少年の補導活動を行うこと。

(2) 民間協力による発見活動

前記1(1)の活動を実施するにあたっては、少年が立ち寄る可能性が高い場所の管理者に対し、家出少年、不良行為少年等を発見した際には速やかに通報するよう依頼するなど、適宜協力を求めること。

(3) サイバーパトロールによる発見活動

従来の街頭補導活動では発見が困難なSNS等に起因する家出少年の発見・保護を図るため、インターネット上において、家出に伴い宿泊先を求めたり、提供するなどの不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った少年等に対し、指導を行うなどの取組を行うこと。

(4) 交友関係等の実態把握

家出少年を早期に発見するためには少年の交友関係等について広く情報収集することが重要であることから、街頭補導等の警察活動のほか、学校等の関係機関との連携を強化し、当該少年の交友関係、生活実態等の把握に努め、把握した情報は確実に少年担当係で集約すること。

2 家出少年発見時の適切な措置及び立ち直り支援

(1) 家出原因に応じた適切な措置

家出少年を発見した際には、少年の心理その他の特性に配慮した事情聴取を行い、福祉犯等の犯罪被害の有無を確認するとともに、家出の背景には、いじめ、児童虐待、学校・職場における人間関係の悩み等があることを念頭に置き、家出等の原因究明に努め、事案の重大性、緊急性等に応じた的確な対応を行うこと。

また、家出少年の対応に当たっては、継続補導等による立ち直り支援のほか、当該少年の性格、行状、家庭環境等から、他機関による対応が適当と認められるときは、適宜、関係機関への通告・送致等の所要の措置をとるなどの対応を行うこと。

特に、保護者に監護させることが不適當であると認められる家出少年については、児童相談所に通告するなど、適切な対応を行うこと。

(2) 関係機関との連携の確保等

前記2(1)により家出原因に応じた適切な措置を実施するため、平素より児童相談所、学校等の教育関係機関等の関係機関との連携を強化すること。

(3) 居住地警察署に対する通報連絡

家出少年の性格、行状、家庭環境に応じて前記2(1)の措置を必要とすると認められる者については、事後の措置について、家出少年の居住地警察署に対し必要な通報連絡を確実に実施すること。

3 その他

学生の夏季休業等の期間中は、少年が家出、深夜はいかい等の不良行為に走りやすい傾向にあることから、管内の非行情勢を踏まえ、適宜、活動を強化するなど効果的な取組を推進すること。